

環境に優しいまちへ 街路灯がLED照明に

市は、市内の街路灯(約1千基)をLED照明に交換しました。LED化のメリットは、点灯寿命がこれまでの約3年から約15年となり、修繕費用が削減できます。消費電力(電気料金)が約70%削減され、CO2の排出量が抑えられます。CO2の削減量は年間約260トンで、約1万8千本の杉の木が1年間に吸収するCO2量に相当します。街路灯の点灯や破損などを発見したときは、街路灯に付いている管理番号(写真)を確認し、連絡してください。連絡・問合せ先は、3月まで「安心まちづくり室」(☎64-1307)▼4月から「施設管理課」(☎64-1342)



東日本大震災から6年 災害への備え 確認を 3/10 防災メール配信訓練

平成23年3月11日に発生した東日本大震災からまもなく6年です。昨年は、熊本地震・鳥取中部地震が発生し、大きな被害が出ました。災害はいつ発生するかわかりませんが、日頃の備えで被害を最小限に抑えることができます。家具の転倒防止や非常時の行動について、家庭で確認しておきましょう。問合せ先＝安心まちづくり室 (☎ 64-1307)

3月10日にメール配信訓練

市は、防災情報メールの配信訓練を行います。登録済みの人は、必要に応じてマナーモードにするなど、協力をお願いします。配信日時＝3月10日(金)午後3時

防災情報メールに登録を

防災情報メールに登録すると、震度4以上の地震や気象警報などの防災情報が電子メールで届きます。全国どこにいても、京田辺市の防災情報を受信できるのが特徴です。まだ登録していない人は、災害への備えとして登録しましょう。

登録方法＝次の専用ホームページにアクセスし、画面に従って登録してください

▼携帯電話・スマートフォンから…http://panasender.jyouhou-station.jp/Kyota-Main/mobile/main.html (=右図)

▼パソコンから…http://panasender.jyouhou-station.jp/Kyota-Main/

非常持出品・備蓄品を確認

災害時は、被災地に救援物資が届くまで数日間かかります。下表を参考に、避難の際にすぐに持ち出す「非常持出品」と、復旧までの数日間を支える「非常備蓄品」をそろえておきましょう。すぐに取り出せる場所に保管することも大切です。

非常持出品リスト		非常備蓄品リスト	
品名	チェック	品名	チェック
非常食(乾パン・缶詰など)		缶詰・レトルト食品など	
飲料水(1人1日1~3ℓ)		調味料・スープなど	
携帯ラジオ(予備電池)		チョコレート・あめなど	
懐中電灯(予備電池・電球)		飲料水(1人1日3ℓ)	
ヘルメット・防災ずきん		卓上コンロ	
上着・下着		ガスボンベ	
軍手		割り箸・紙皿・紙コップなど	
タオル		ラップ・アルミホイル	
ティッシュペーパー		毛布・寝袋など	
ウェットティッシュ		ドライシャンプー	
常備薬・救急医薬品		ウェットティッシュ	
貴重品(預貯金通帳・印鑑)		マスク	
現金(10円硬貨含む)		使い捨てカイロ	
健康保険証(写し)		簡易トイレ・凝固剤・袋	
サバイバルブランケット		トイレトペーパー	
携帯トイレ		予備の眼鏡・補聴器など	
消毒スプレー・ジェル		工具類(バール・ジャッキなど)	
ナイフ・缶切り・栓抜き		ビニール袋	

非常備蓄品は、少なくとも3日間は自足できるよう準備しましょう。

市職員の給料など公表

市は、市職員の給料などの実態を公表します。内容は、職員の任免、職員数、給料、勤務時間・条件、分限・懲戒処分、服務、研修、勤務成績の評定などの状況です。本紙では、その一部を紹介します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。問い合わせ先＝職員課 (☎ 64-1324)

◆人件費の概要(平成27年度普通会計決算)(単位:千円)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	平成26年度人件費率
23,981,979	5,249,476	21.89%	20.62%

◆平均給料月額・平均年齢(平成28年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	316,200円	41.1歳
技能労務職	346,100円	47.0歳

◆職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区分	経験年数			
	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	281,900円	323,400円	361,300円
	高校卒	—円	—円	324,800円

経験年数とは卒業後に採用され引き続き勤務した年数です。10年以上20年未満の高校卒は該当がありません。

◆職員の採用状況(平成27年4月1日~同28年4月1日)

職種	平成27年4月1日~同28年3月31日	平成28年4月1日
一般行政職	19人	12人
医療技術職	6人	3人
福祉職	0人	0人
保育士・幼稚園教諭職	8人	15人
技能労務職	0人	0人
消防職	2人	3人
合計	35人	33人

国・府との人事交流などの職員は除きます。

広告

市税の納め忘れはありませんか

皆さんが納める市税は、福祉・教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。市税(市・府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などの納め忘れはありませんか。督促状や催告書などを郵送しても納付されない場合は、差し押さえなどを行うことがあります。納め忘れがある人は、早めに納付をお願いします。問合せ先＝税務課(☎64-1318)

表彰

人権擁護委員に 法務大臣表彰

市の人権擁護委員・大鉢美智子さんが、同委員としての長年にわたる活動と顕著な功績により、平成28年10月17日付で法務大臣から表彰されました。

人権擁護委員を再任

市の人権擁護委員・田宮元子さん(普賢寺、☎62-3047)が1月1日付で法務大臣から再委嘱されました。任期は3年です。人権問題や暮らしの悩み事について、市が行う「なやみごと相談(毎月15日号3面)」のほか、委員の自宅でも相談に応じます。気軽に相談してください。

個人権啓発推進課(☎64-10606)

ちょっと待った!その契約

実録 消費生活相談の現場より

断れなかった、やっぱりやめたい新聞購読

新聞販売店の店員が家を訪問し、「3カ月無料で景品も付ける」と新聞購読を勧められた。「別の新聞を購読していて、あと2年残っている」と断ったが、「その購読契約が終わってからでいいので、3年契約してくれたらお米・洗剤・ビール券をプレゼントする」と言われ、断りきれず契約した。よく考えると2年も先の契約で、その頃どうなっているかわからないのでやめたい。

【被害防止のポイント】

- ▼断っているのに勧誘することは、法律で禁止されています。
- ▼景品につられて契約せず、数年先からの購読や、長期間の契約はよく考えましょう。
- ▼訪問販売で新聞購読契約をした場合は、契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリングオフ(無条件で解約)ができます。
- ▼クーリングオフ期間が過ぎた場合、購読期間を決めた契約では、消費者から一方的に解約はできません。
- ▼後でトラブルになったときのため、契約書は必ず保管しておきましょう。
- ▼「新聞購読契約に関するガイドライン」では、威迫や嘘の説明、判断力が不十分な人への不適切な勧誘、新聞公正競争規約の上限を超える景品を渡した場合は、解約に応じなければならないとされています。

困ったときは消費生活センターに相談してください。

◎新聞公正競争規約…景品表示法に基づく自主ルールで、景品額の上限は、取引額の8%または6カ月分の購読料の8%のいずれか低い金額と規定しています。例えば1カ月の購読料が4,000円で半年以上の契約の場合、景品額の上限は、4,000円×6カ月×0.08＝1,920円になります。

【相談・問合せ先】

消費生活センター (☎ 63-1240。平日午前9時～午後4時〈正午～午後1時を除く〉)

広告

市税などの納期限

種別	納期限	問合せ先
国民健康保険税(第10期)	3月31日(金)	国保医療課 ☎64-1332
後期高齢者医療保険料(第9期)		国保医療課 ☎64-1374

Information **お知らせ**


子育てひろば「てふてふ」リニューアルオープン

子育てひろば「てふてふ」の移転先の改装工事が完了し、左記の場所で開催しました。「てふてふ」は、3歳までの親子や妊娠中の人が自由に集い、交流できる子どもの遊び場・子育てスペースです。オープンを記念して、3月17日(金)まで寝相アート写真などのイベントを行います。詳しくは、市役所・児童館などにある「てふてふだより」をご覧ください。

所在地＝京田辺市興戸北針立32-1(Ⅱ下図) 駐車場に限りがありますので、公共交通機関で来所してください。

休所日＝毎週水・土・日曜 (3月1日(木)を除く)、祝日

問合せ先＝子育てひろば「てふてふ」(☎62-3731)



ファミリー・サポート・センター(ファミサポ)も移転しました 受け付け：月～金曜日 午前9時～午後5時 ☎ 62-1175

未加入の人は届け出を 国民年金

安心して暮らすために

国内に住民登録のある20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。加入がまだの人は届け出をお願いします。被保険者は職業などにより3種類に分けられ、それぞれ手続きが異なります。

【第1号被保険者】
対象＝自営業者・学生・フリーター・無職の人など
手続き方法＝住民登録している市区町村の窓口で、本人が手続きしてください

【第2号被保険者】
対象＝会社員・公務員など
手続き方法＝勤務先が行います

【第3号被保険者】
対象＝第2号被保険者に扶養されている配偶者ただし、健康保険の被扶養者になれない人は第1号被保険者となります。
手続き方法＝第2号被保険者の勤務先が行います

【問合せ先】
▼京都南年金事務所 (☎ 075-643-2547) ▼市民年金課 (☎ 64-1333)

広告